

【2000年1月31日】児童手当制度の改正について（諮問書、要綱）

社会保障制度審議会

平成12年1月31日

社会保障制度審議会

会長 宮澤 健一殿

厚生大臣 丹羽雄哉

諮問書

児童手当制度に関し、別添要綱のとおり改正を行うことについて、社会保障制度審議会設置法(昭和23年法律第266号)第2条第2項の規定に基づき、貴会の意見を求めます。

児童手当制度改正案要綱

第一 改正の趣旨

総合的な少子化対策を推進する一環として、子育てを行う家庭の経済的負担の軽減等を図る観点から、当分の間の措置として、三歳以上義務教育就学前の児童を養育する父母等に対し、児童手当に相当する給付を行うこと。

第二 改正の要点

一 三歳以上義務教育就学前の児童に係る給付の特例の創設

当分の間、三歳以上義務教育就学前の児童を養育する父母等に対し、児童手当に相当する給付を行うこととする。

二 三歳以上義務教育就学前の児童に係る給付の所得制限等

1 一の給付の所得制限の限度額は、児童手当の所得制限の限度額として政令で定める額とすること。

2 一の給付の額は、児童手当の額と同額とすること。

3 一の給付に係る費用の負担は、次のとおりとすること。

イ 公務員以外の者にあつては、国、都道府県及び市町村（特別区を含む。）が、それぞれ費用の六分の四、六分の一及び六分の一を負担すること。

ロ 国家公務員又は地方公務員にあつては、それぞれ国又は地方公共団体が、費用の全額を負担すること。

三 三歳以上義務教育就学前の児童に係る給付に準じた給付

当分の間、二の 1 の所得制限により三歳以上義務教育就学前の児童に係る給付が支給されない被用者又は公務員に対して、その所得が児童手当法附則第六条第一項の給付（特例給付）の所得制限の限度額として政令で定める額未満であるときは、一の給付に準じた給付を行うこととすること。

四 その他所要の規定の整備を行うこと。

第三 施行期日等

一 施行期日

この法律は、平成 12 年 6 月 1 日から施行すること。ただし、認定請求に関する経過措置は、交付の日から施行すること。

二 経過措置等

認定請求等に関する経過措置を設けるほか、所要の規定の整備を行うこと。